

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（医療対策課、市町振興課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 21 日公布、平成 20 年 4 月 1 日施行）</li> <li>・ 政治資金規正法の一部を改正する法律（平成 19 年 12 月 28 日公布、平成 21 年 1 月 1 日適用）</li> </ul>

【改正の概要】

1 保健師助産師看護師法関係

行政処分を受けた准看護師に対する再教育制度が設けられたことに伴う、県が実施する再教育研修及び再教育研修の修了時に交付する再教育研修修了登録証の交付等に係る手数料の新設

准看護師再教育研修受講手数料	集合研修 1 日（戒告）	48,000 円
	集合研修 2 日（業務停止・再免許）	89,000 円
准看護師再教育研修修了の登録申請手数料		5,600 円
准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料		3,400 円
准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料		4,100 円

2 政治資金規正法関係

国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示制度が創設されるとともに、すべての政治団体の収支報告書の開示制度が拡充される（閲覧 閲覧+写しの交付）ことに伴う、少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付に係る手数料の新設

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付手数料</li> <li>・ 収支報告書等の写しの交付手数料</li> </ul>	用紙	1 枚につき 10 円
	ﾌｯｸﾞ-ﾃﾞｲｽｸ	1 枚につき 30 円 + 文書 1 枚ごとに 10 円
	C D - R	1 枚につき 60 円 + 文書 1 枚ごとに 10 円
	D V D - R	1 枚につき 70 円 + 文書 1 枚ごとに 10 円

手数料の額は、用紙による写しの交付は、県情報公開条例の実費に準じた額とし、電磁的記録の交付は、同条例に基づく定めがないため、総務省の手数料を参考に決定した。

施行日 1 は公布の日、2 は平成 21 年 1 月 1 日

【その他参考事項】

保健師助産師看護師法改正の概要

再教育制度の創設

- ・ 対象者 行政処分を受けた准看護師
- ・ 再教育の種類

戒告	集合研修 1 日
業務停止 1 年未満	集合研修 2 日 + （課題研修 or 個別研修 20 時間）
業務停止 1 年～ 2 年未満	集合研修 2 日 + 個別研修 80 時間
業務停止 2 年以上	集合研修 2 日 + 個別研修 120 時間

- ・ 再教育の内容

- (1) 集合研修 倫理及び技術に関する内容を盛り込んだ研修を県が実施する。
- (2) 課題研修 研修対象者が課題を選択し、レポートを作成する。
- (3) 個別研修 助言指導者の指導のもと、医療機関等の現場で研修を行う。

# 収支報告書等の開示制度の改正について

改正前			改正後		
対象文書	閲覧	写しの 交付	対象文書	閲覧	写しの 交付
収支報告書	規正法	情報 公開	収支報告書	規正法	規正法
領収書等の写し (5万円以上)	情報 公開	情報 公開	領収書等の写し (5万円以上)	情報 公開	情報 公開
			領収書等の写し (1万円超)	情報 公開	情報 公開
			少額領収書等の写し (1万円以下)	規正法	規正法

国会議員関係政治団体  
 政治団体

行政で保存  
 提出命令に  
 より提出

県内の対象団体数 国会議員関係政治団体 約 30 団体  
 政治団体 約 850 団体